慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ワシントン海軍軍縮条約廃棄問題についての一考察：戦艦の代換問題を中心に
Sub Title	A study on the abrogation of the Washington Naval Treaty by Japan : focusing on the problem of replacement of battleships
Author	河尻, 融(Kawajiri, Toru)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2013
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.97, (2013. 6) ,p.67- 92
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20130615-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ワシントン海軍軍縮条約廃棄問題についての一考察

——戦艦の代換問題を中心に——

河尻　融

一　はじめに
二　軍事技術の変化
三　代換問題をめぐって
　㈠　大量の代換の発生
　㈡　米国の建艦見通し
四　結　論

一　はじめに

昭和五年に締結されたロンドン海軍軍縮条約[1]は第二三条において、その有効期間を昭和一一年一二月三一日までと定めるとともに、締約国は「本条約ニ代リ且本条約ノ目的ヲ遂行スル新条約ヲ作成スル為」昭和一〇年に会議を開催すると定めていた。昭和九年五月一七日英国外相サイモンから松平恒雄大使に対して、昭和一〇年の会議を「容易ナラシムル為ノ準備行為トシテ関係国ニ秘密ノ意見ノ交換ヲ必要トスベク」、これについて日本政府の賛同が得られれば「右予備交渉ニ参加スベキ代表ヲ任命セラレ度ク商議ハ之ヲ倫敦ニ於テ開催シ度キ意向」であるとの提案がなされた[2]。この提案を受け日英米三カ国の予備交渉は一〇月二三日から開始されたが、日本側の共通最大限案[3]について英米の賛同を得ることはできない状況であった。

一方大正一一年に締結されたワシントン条約は第二三条において、その有効期間をロンドン条約と同じく昭和一一年一二月三一日までと定めるとともに、上記期日の二年前までに締約国が条約廃止の通告を行わない場合、締約国が廃止の通告を行って以後二年を経過するまでは条約は引き続きその効力を有すると定めていた。この点がロンドン条約とは異なる点であった。つまり日本政府が昭和一二年以降ワシントン条約の制限から離脱しようとすれば、昭和九年一二月末日までに条約廃止の通告をなさなければならなかった。このことから、ロンドンにおいて予備交渉が継続中の一二月に日本政府はワシントン条約の廃止通告を行う。さらに前述の予備交渉を受けて翌年一二月からロンドンで行われたロンドン海軍会議本交渉からも脱退した（昭和一一年一月）[4]。この結果日本は大正一一年以来続いてきた海軍軍備制限時代に終止符を打ち、無条約状態に突入することとなった。

昭和五年のロンドン海軍会議に比べると、昭和九年のロンドン海軍会議予備交渉や昭和一〇―一一年の同会議に関

する研究はあまり多くはない。[5] 麻田貞雄の研究やペルツ（Stephen E. Pelz）の研究が代表的なものである。従来の研究では、主力艦・甲級巡洋艦の日英米三国間の保有比率（五・五・三）や潜水艦保有量などの点でワシントン・ロンドン両条約に強い不満を抱いていた加藤寛治や末次信正など海軍部内で艦隊派[6]と言われる人達が、満州事変や国際連盟からの脱退、五・一五事件などの国内外の事件やそれに伴う政治的変化に力を得て英米協調派である条約派を圧倒し、ロンドン海軍会議予備交渉や本交渉でかねてからの主張である対米比率の増大もしくは対米パリティーを英米側に求めたが、それらが受け入れられなかったため、ワシントン条約を廃棄し、ロンドン海軍会議からも脱退したと説明する。

日本政府によるワシントン条約廃止通告の連絡を受け、長年にわたる宿願を達成した加藤寛治は、多摩陵にある東郷元帥の墓前にこれを報告したのであった。[7]

これまでの研究では軍事技術の向上などにはある程度着目するものの、[8] 個人や派閥の思想や行動の分析に重点が置かれ、昭和九年当時日本海軍が軍縮条約との関連で抱えていた問題、特に老朽艦船の代替建造（代換）[9]の問題に十分光を当ててこなかったように思われる。日英米各国の保有する戦艦[10]の多くが第一次世界大戦前後に建造されたものであったため、ロンドン条約が満期を迎える昭和一一年前後から多くの戦艦について代換の時期を迎えようとしていた。つまり仮にワシントン条約が更新延長されていたとしても、戦艦という艦種が廃止されたり、各国が戦艦保有量を大縮減しない限りは、大量の代替艦の建造は避けては通れない問題であったのである。そこでこの問題を契機として、今後もワシントン条約の制限（特に質的制限、最大排水量三万五〇〇〇トン、主砲最大口径一六インチ）の下に大量の代替戦艦の建造を行うのか、それとも同じように大幅な予算増を伴うのであれば、ワシントン条約の制限から脱して、海軍として（条約派、艦隊派を問わず）軍事技術的にはより合理的、効率的と思われる戦艦の建造を行うのかが切実な選択の問題として生じたと思われる。前者を選択するためには、軍事技術的な合理性、効率性をあえて犠牲に供し得る

ようなより上位の価値（国策）が必要であった。ワシントン条約以来条約派の究極の足場もそこにあったと思われる。しかし当時、満州問題を中心とする国策の調整を日米間で行うことは困難であった[11]。つまり日米海軍がそれぞれに軍事合理性を追求する結果として生ずる衝突をより上位の概念である国策の調整によって解決する道は閉ざされていたのである。大量の代換の発生問題は、軍事技術的な合理性、効率性の議論を制約の少ない形で前面に押し出すこととなってしまった。

さらに、昭和九年のワシントン条約の廃棄にあたっては、先に述べた軍事技術の変化や代換問題などいわば海軍固有の問題のほかに、ワシントン・ロンドン両条約が本質的に内包していた日米間の非対称性の認識、つまり西太平洋における海軍力の優勢（対米七割か六割か）は日本の生存にかかわる問題であるが、米国にとってはそうではなく、中国の領土保全や門戸開放も米国にとっては所詮政策の問題でしかないのではないかとの認識が重要な役割を果たしたのではないかと考えている。両国の生存にひとしくかかわる問題であるならば、双方に譲歩の余地なく、第一次世界大戦前の英独間の建艦競争のように、建艦競争が戦争に至るかもしれないが、西太平洋における海軍力の優勢が米国にとって生存にかかわる問題でない以上、いつかの時点において日米間で妥協の可能性（すなわち新たな軍縮条約の締結）があるものと考えられたのではないか[12]。そしてこのように考えることは必ずしも艦隊派に与しない者に対しても、条約破棄の決断にあたっての心理的負担を軽減する上で重要な役割を果たしたのではないだろうか。しかし、この問題はかなり大きな問題であり、後日改めて論ずることとし、以下本稿では軍事技術の変化や代換の問題を中心に述べることとしたい。

二　軍事技術の変化

日本海軍は明治四〇年の帝国国防方針の制定以来、米国海軍を仮想敵としてきたが、その対米戦略は日本の戦力的劣勢を意識した邀撃漸減作戦であった[13]。日本海軍は第一次世界大戦頃に対米戦略として邀撃漸減作戦を形成し、ワシントン海軍会議の後、公式のドクトリンとして記述するようになったとされる。当初は巡洋艦・駆逐艦を主体とした夜間攻撃により敵戦艦部隊を減殺した後、昼間の戦艦同士の艦隊決戦において敵艦隊を撃滅することとされていたが、その後潜水艦の発達により、昭和五年のロンドン海軍会議の頃には、潜水艦も艦隊攻撃のほかに前方に展開して警戒や索敵などの重要な役割を担うものと考えられるようになっていた。また、ロンドン海軍会議により、潜水艦の総トン数が制限されて以降日本海軍は航空機に本格的に目を向け始め、有事の際フイリピン・グアム救援に向かう米艦隊が日本の国際連盟委任統治地域周辺の海域を通過すると予想されるところから、これらの委任統治地域を基地とする航空偵察や航空攻撃を重要と考えるようになった。我が国初の中距離陸上爆撃機である九六式陸上攻撃機が制式採用されたのは昭和一一年六月である。ワシントン条約の廃止を通告する昭和九年末当時は日本海軍の航空機技術が急速に進歩していた時期であった。

このように日本海軍の邀撃漸減作戦は軍事技術の発達とともにその内容が変化してきたし、実施予定海域も変化してきたが、そもそもワシントン条約締結以降の軍事技術の変化は全体として、このような邀撃漸減作戦を対米戦略とする日本海軍に有利に働いたのであろうか、それとも米国側に有利に働いたのであろうか。

ロンドン海軍会議予備交渉において山本（五十六）代表は、ワシントン条約締結以来一〇数年が経過し、その間艦船に著しい進歩があったが、最も著しいのは航続力の増加・速力の増大であって、その結果渡洋作戦が極めて容易に

なったとし、さらに「兵器ノ進歩ハ攻勢艦隊ヲ利スル所多ク」、また「航空機ノ異常ナル発達ハ更ニ攻勢艦隊ノ戦闘力ヲ増加ス」と述べている。[14] これに対し米国のスタンドレー作戦部長は「攻撃手段において進歩があった時には防衛手段においてもそれに対応する進歩があった」[15]と述べているが、日本海軍ではワシントン条約以来の技術の進歩は全体として見れば太平洋を渡洋してくる米海軍に有利に働いてきたと考えていた。

表一　米国艦船・航空機の航続力延伸の状況

艦（機）種	華府会議当時	昭和八年
主力艦	一〇〇〇〇浬	約二〇〇〇〇浬
巡洋艦	六五〇〇浬	約一二〇〇〇浬
駆逐艦	四〇〇〇浬	約一〇〇〇〇浬
潜水艦	六〇〇〇浬	約二〇〇〇〇浬
飛行艇	最大　八九〇浬	最大　二四〇〇浬

（注）出典については注（16）参照。

昭和九年当時日本海軍は、表一のとおり、米国の艦船・航空機の航続距離がワシントン海軍会議当時と比較して倍以上延伸されたものと考えていた。[16]

この航続距離の延伸は、米海軍における洋上給油技術の発達や[17]大量の民間油槽船の徴用能力とあいまって、従来の我が国の地理的優位を著しく低下させるものと考えられた。また航空機の発達による索敵・偵察能力の飛躍的向上は、従来日本海軍がその邀撃漸減作戦において頼みとしてきた水上艦艇による夜襲や奇襲の事前探知の可能性を高め、「夜戦奇襲ノ遂行、我カ全力ヲ以テ敵ノ分力ヲ撃ツ等ノ如キ所謂兵術ノ妙用至難」という状況をもたらした。さらにこれまで大きな力を注いで育成してきた潜水艦戦力についても、水上艦艇の速力増大は低速の潜水艦による探知・追尾を困難にし、航空機からの索敵や攻撃も潜水艦の有効性を減少させるものと考えられた。科学技術の進歩の結果は「両軍ノ対抗距離ヲ短縮シテ恰モ近距離ニ於テ最初カラ対抗スルノ状況」となり、従来の五・五・三というような差等比率による兵力では「国防上常ニ脅威ヲ感ジ其ノ安固ヲ期シ得ラレナイ」と主張されるようになっていた。[18]

昭和九年六月、来たるべきロンドン海軍会議予備交渉に対する海軍の方針について陸海軍省軍務局長間で話し合い

が行われたが、その際吉田善吾海軍省軍務局長は「将来の海軍戦は恰も練兵場に於ける戦闘の如く敵が一〇の兵力を有すれば味方も一〇の兵力を有せざる限り勝利の望みなし。艦船の進歩により地の利は消失せり」と述べている。[19] 吉田善吾は後年海軍大臣となり、日独伊三国同盟問題に苦悩した条約派とみられる人物である。[20]

三　代換問題をめぐって

㈠　大量の代換の発生

軍艦は竣工後時間の経過とともに老朽化し、その武器の性能も陳腐化していく。したがって軍縮条約で相互に一定数の軍艦の保有について合意したとしても、老朽化に伴う代替艦の建造をどうするかは大きな問題であった。ワシントン条約は主力艦の一〇年間の建造を禁止するとともに（ネーヴァル・ホリデイ）、別段の定めのある場合を除き、艦齢二〇年で新型艦に代換できるものとし、主力艦の建造に三年を要するところから艦齢一七年目に代艦の建造に着手できることを原則としていた（条約第二章第三節第二款）。そして具体的に各国別に主力艦の代換及び廃棄のタイム・テーブルを定めていた。条約に定める日本の主力艦の代換及び廃棄のタイム・テーブルを示すと表二のとおりである。また米国の主力艦の代換及び廃棄のタイム・テーブルは表三のとおりである。第一次世界大戦前後に大量の主力艦の建造を行ったため、またネーヴァル・ホリデイとして一九二一年から一〇年間主力艦の建造を行わないとしたため、その代艦建造が比較的短い時期に集中していることがわかる。

これに加えて昭和五年に締結されたロンドン条約は第一条において、締約国はワシントン条約に規定する「主力艦代換トン数ノ竜骨据付ノ自国ノ権利ヲ千九百三十一年乃至千九百三十六年ノ期間中行使セザルコトヲ約」した。ワシ

表二　日本の主力艦の代換及び廃棄のタイム・テーブル

年度	起工代艦	完成代艦	廃棄艦（カッコ内は艦齢）	保有隻数
一九三一	い			一〇
一九三二	ろ			一〇
一九三三	は			一〇
一九三四	に	い	金剛（二一）	一〇
一九三五	ほ	ろ	比叡（二一） 榛名（二〇）	九
一九三六	へ	は	霧島（二一）	九
一九三七	と	に	扶桑（二二）	九
一九三八	ち	ほ	山城（二一）	九
一九三九	り	へ	伊勢（二二）	九
一九四〇		と	日向（二二）	九
一九四一		ち	長門（二一）	九
一九四二		り	陸奥（二一）	九

（注）この表はワシントン条約第三節第二款の表をもとに筆者が作成したものである。主力艦の建造が一〇年間にわたり原則として禁止されたため、一九三〇年度以前は主力艦の起工はない。艦齢二〇年で代換の原則にかかわらず、廃棄艦の艦齢が二〇年を超えているものがあるのは、一〇年間の建造禁止の影響と特定の年度に建造が集中することを避けたため、また各国間の主力艦戦力のバランスを考慮したためである。

表三　米国の主力艦の代換及び廃棄のタイム・テーブル

年度	起工代艦	完成代艦	廃棄艦（カッコ内は艦齢）	保有隻数
一九三一	は、に			一八
一九三二	ほ、へ			一八
一九三三	と			一八
一九三四	ち、り	は、に	フロリダ（二三） ユタ（二三） ワイオーミング（二二）	一七
一九三五	ぬ	ほ、へ	アーカンソー（二三） テキサス（二一） ニュー・ヨーク（二一）	一六
一九三六	る、を	と	ネヴァーダ（二〇） オクラホーマ（二〇）	一五
一九三七	わ	ち、り	アリゾーナ（二一） ペンシルヴェーニア（二一）	一五
一九三八	か、よ	ぬ	ミシシッピー（二一）	一五
一九三九	た、れ	る、を	ニュー・メキシコ（二一） アイダホー（二〇）	一五
一九四〇		わ	テネシー（二〇）	一五
一九四一		か、よ	カリフォルニア（二〇） メリーランド（二〇）	一五
一九四二		た、れ	ウェスト・ヴァージーニア級二隻	一五

（注）表二の注に同じ。ただし、米国の場合一九二二年度に「い」、「ろ」の完成代艦（ウェスト・ヴァージーニア級二隻）がある。

ントン条約の一〇年間のネーヴァル・ホリデイとロンドン条約のこの六年間の代換起工禁止の結果、一九三七年度時点において日米は表四、表五のように多数の艦齢超過主力艦（ワシントン条約によれば二〇年で新艦に代換）を保有することになった。

もしワシントン条約が更新延長された場合、日本海軍は戦艦の代換の艦齢は二〇年から二六年に六年分、すなわち

表四　日本の保有戦艦の艦齢一覧（一九三七年度現在）

艦齢	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六
名称	金剛	（比叡）	榛名 霧島 扶桑		山城 伊勢	日向		長門	陸奥

（注）この表はワシントン条約第三節第二款の表をもとに筆者が作成したものである。なおロンドン条約により「比叡」は「練習艦」として保有が認められた。

表五　米国の保有戦艦の艦齢一覧（一九三七年度現在）

艦齢	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五
	（ユター）	（ワイオーミング） アーカンソー		テキサス ニュー・ヨーク		ネヴァーダ オクラホーマ アリゾーナ ペンシルヴェーニア	ミシシッピ ー	ニュー・メキシコ	アイダホー	テネシー	カリフォルニア メリーランド	ウェスト・ヴァージーニア級二隻

（注）この表は、ワシントン条約第三節第二款の表をもとに筆者が作成したものである。なおロンドン条約により「ユター」は「標的艦」としての保有が認められ、また「ワイオーミング」は「練習艦」として保有が認められた。なお表三にある「フロリダ」は一九三二年に解体処分された。

ロンドン条約で代艦起工が禁止された期間分だけ延長されると予想していた。[21] また各国別の戦艦の総数に変化がない場合、米国については概ね毎二年に三隻程度の代艦起工のペースが維持されると考えていた。[22] すなわち、表二、表三で言えば、代艦起工のスケージュールを概ね六年分後ろに移動させるような方法で解決されると考えていたように思われる。[23]

艦齢二六年については、昭和一一年に日本がロンドン海軍会議を脱退した後、英米仏三カ国間で締結された「千九百三十六年『ロンドン』海軍条約」は主力艦について二六年をもって「艦齢超過」とみなすことに同意した（第一条）ことから正しい推測であったと言える。また日米とも相互の海軍力のバランス、財政的な理由や造船所の制約あるいは前艦建造の経験を後艦の建造に生かしたいなどの理由により、特定の年度に建造が集中するような代換の仕方は好まなかったと思われるところから、いわゆる平時における見積もりとしては日本海軍の見積もりは適当なものであったと思われる。

それでは、例年行ってきた各種軍艦の建造に加え、新たにこのような戦艦の代換建造を行うことはどの程度の負担増になると見込まれたのだろうか。海軍省資料[24]によれば、戦艦、航空母艦、補助艦について仮に代換建造だけに限定したとしても（すなわち隻数的には軍拡を行わないとしても）、昭和一二年から将来一〇年間にわたり毎年平均して日本は五万三〇〇〇トン、米国は七万トンの建造を行わなければならないと見積もられた。それ以前の建艦実績と比較してみると、昭和六年から昭和一〇年までの平均は、日本の場合約二万二〇〇〇トン、米国の場合は約四万八〇〇〇トンであった。つまり日本の場合、条約量を維持するだけでそれ以前の期間の平均の倍以上の建艦努力を求められることが予想された。また米国の場合も相当の負担増になると見積もられた。「殊ニ各国ハ明年カラ一〇数年間建造シナカッタ主力艦ヲ建造シ初メルコトニナリマスルト、将来軍備ノ拡張ヲ行ワナイ又縮小モ行ハナイト言フコトダケデ即チ代換建造ノミデ各国ノ造艦状況ハ非常ナル活気ヲ呈スルコトトナルノデアリマスカラ、必然的ニ建艦競争ガ初マッ

タト言フ状態ヲ呈スルニ至ル」と予想された。ワシントン条約締結以前の日英米間の建艦競争の状態がその規模を縮小した形で再現されるからであった。

仮にワシントン条約を更新延長した場合であっても従前の倍以上の建艦努力を必要とし、大幅な予算増を必要とした。このことは従来の研究ではあまり指摘されていないが条約の維持・廃棄の判断にあたっては重要な要素であったと思われる。

ワシントン条約廃止通告に関する元帥会議での伏見宮軍令部総長の説明原稿[25]は、「……帝国は速かに差等比率兵力〔対英米六割〕の拘束より脱却して国防上の不利を清算し次期軍縮会議に於ては全然自由且新たなる立場に於て米国に対し保有兵力量の最大限度を共通とするを根本義とし且軍備を成るべく拡大せざる方針の下に帝国国防の安固を確保すべき公正妥当なる協定を為さんとするものなり」としたうえで、「而して右協定不成立の場合生起することあるべき建艦競争の対策としては我は現存条約維持の場合に要すべき海軍経費と大差なき範囲に於て特徴ある兵力を整備し以て国防の安固を期し得る成算あり」と述べている。ここで言う「現存条約維持の場合に要すべき海軍経費」とは先に見たように戦艦の代換にともなう大幅な予算増を意味するものであったことは言うまでもない。

また末次信正は「軍縮対策私見[26]」において、ワシントン条約を廃棄すれば直ちに英米との建艦競争を惹起し、国民は到底その負担に堪えられないと憂慮する者がいるが、「艦型比率ノ拘束ヲ脱却スレバ我特殊ノ国情ニ適応スル最能率高キ軍備ヲ以テ有効ナル国防ヲ按画シ、断ジテ競争ノ弊ニ堕スルコト無キ確信アルコトヲ理解セシメザルベカラズ」と述べている。伏見宮と末次が言う「特徴ある兵力」、「艦型比率ノ拘束ヲ脱却」した「我特殊ノ国情ニ適応スル最能率高キ軍備」の一つが大和型戦艦であったことは野村実、麻田貞雄らの指摘するとおりである[27]。

大和の建造はロンドンで海軍会議予備交渉が行われていた昭和九年一〇月、軍令部から海軍省に対して設計研究を要求したことに始まるとされる[28]。基準排水量六万四〇〇〇トン、一八インチ砲九門を有する巨大戦艦はこれが完成す

れば米国はじめ列国の戦艦を圧倒し、「主力艦兵力比較ノ尺度」は根本より変革され、「対米現有勢力比六割ハ一躍我ガ方ノ絶対優勢」となることが期待された。また米国がこのような巨大戦艦を建造しようとすればその通峡のためパナマ運河を拡張せざるを得ず、日本が機先を制してこの巨大戦艦の建造に着手すれば、米国が我が国を凌駕する艦隊を保有するためには相当の時日を要するもの考えられた。[29] 戦後、米国との建艦競争に勝てるわけがないのに何故ワシントン条約を廃棄したのかということが言われるが、無条約状態となった場合、日本海軍が国力その他の点で米国との量的建艦競争に自信を持っていたと考えるのは間違いである。日本海軍としては「建造期間、経費、技術等の各面から見て戦艦の比率向上程困難なものはない。米国の戦艦重視の軍備計画に比し戦艦の隻数を以て対抗する手段は絶対に無いことに鑑みて、之等二艦の威力を最強無比となすべく」[30] 大和型巨大戦艦の建造に着手したのであった。すなわち質をもって量を補おうとしたのであった。

もし仮に日本がワシントン条約を廃棄せず、何らかのかたちで条約が更新延長されたとすれば、戦艦についてはどのような質的制限が合意されたであろうか。ワシントン条約は戦艦の基準排水量を三万五〇〇〇トン以下（第五条）、主砲の最大口径を一六インチ（第六条）に制限していた。日本がロンドン会議を脱退した後締結された「千九百三十六年『ロンドン』海軍条約」においては、戦艦の基準排水量は三万五〇〇〇トン以下でワシントン条約と同じであるが、主砲の最大口径については英国側の主張により一四インチ（第四条）に削減された。（ただし、ワシントン条約の当事国のいずれかがこの制限に従わない場合は、主砲の最大口径は一六インチとされた。そして昭和一二年三月、日本政府が主砲一四インチの制限に服す考えのない事を通告した結果、米国はノース・カロライナ級戦艦に一六インチ砲の搭載を決定した。）このことから考えれば、仮に日本がワシントン条約を廃棄せず、戦艦に対する何らかの国際的な質的制限が維持されていたら（この場合日本が妥協するしか国際的な合意を達成する道はなかったと思われるが）、基準排水量は三万五〇〇〇トン以下、主砲の最大口径一六または一四インチとなった可能性が高かったと思われる。しかし、これらの戦艦を代換として建

造した場合、対米六割の比率の向上が認められない限り、日米の戦艦の戦力比は基本的に五対三のままであったろう。[31]これに比べ、大和型戦艦を建造し「現存条約維持の場合に要すべき海軍経費と大差なき範囲に於て」「国防の安固を期し得る」のであれば、また「主力艦兵力比較ノ尺度」が根本より変革せられ「対米現有勢力比六割ガ一躍我ガ方ノ絶対優勢」に転ずるのであれば、海軍当局には現存条約の廃棄が魅力的なものと映ったのではないか。国策の調整、すなわちより高次元の目的のため兵力の優越を求める動きに自制を求めることが困難となっていたからである。条約を維持した場合でも従前の倍以上の建艦増が必要となる、すなわち大幅な予算増が必要となるということは、条約の制限、特に質的制限から脱して「我が特殊の国情に適応する最も能率高き軍備」を行いたいという考えが力を得る契機となったように思われる。

「最も能率高き軍備」という観点からは、条約の制限外の艦船などの整備も問題と感じられていた。周知のように日本海軍はワシントン条約で主力艦が制限された後は甲級巡洋艦や潜水艦の充実によって対米六割の主力艦の劣勢を補おうとし、ロンドン条約で甲級巡洋艦や潜水艦が制限されて後はその劣勢を航空機や条約で制限されていない艦船（制限外艦船）によって補おうとしてきた。しかし、それらは日本が自主的に必要な軍備を進めた場合に比して非効率的な軍事力整備と思われてきた。石川信吾はその「次期軍縮対策私見」において「帝国ノ現状ハ条約ノ拘束ニ依リ已ムヲ得ズ効率悪キ不経済ナル軍備ヲ行イツツアルモノナリ」と述べ、その顕著な例として潜水艦兵力の不足を航空隊の増強によって補おうとする場合、航空隊の年間の維持費だけで潜水艦部隊の年間の建造費及び維持費の二倍以上に達すると述べている。また艦齢超過艦を廃棄せず防備兵力に充当し防備艦船の建造数を減じることも主張している。[32]

制限外艦船については、日本海軍はロンドン条約によって制限された駆逐艦の保有量を補うため条約の制限外である（条約第八条）六〇〇トン以下の水雷艇を建造し、これに五インチ砲三門、魚雷発射管四門など駆逐艦並みの兵装を施してきた。これらは結果的に重心の高い艦艇を建造する結果となった。この艦型の水雷艇友鶴は昭和九年三月荒

天を冒しての訓練の帰途転覆し、多数の犠牲者を出した。直ちに原因の調査が行われたが、主原因は荒天波浪に対抗する復元力の不足とされた。[33] これはロンドン会議予備交渉が開かれる年に起こった事故であり、軍縮条約の制限下劣勢な兵力で米国海軍に対抗するため無理に無理を重ねる日本海軍の姿を示すものであった。末次信正は、「現条約ノ帝国ニ及ボセル害毒ノ如何ニ深刻惨烈」の例の一つとして友鶴事件を挙げている。[34] 条約の制限があるから「已ムヲ得ズ効率悪キ不経済ナル軍備」を行わざるを得ないとの考えは、条約を廃棄して効率的経済的な軍備を行いたいとの考えにつながっていった。

(二) 米国の建艦見通し

先に見たようにワシントン条約による一〇年間のネーヴァル・ホリデイ及びロンドン条約による五年間の起工禁止により、昭和一二年以降、艦齢超過の戦艦が急増する結果、条約が維持された場合でも、また廃棄され日米間で無条約状態となった場合でも、米国がその戦艦勢力を維持することにすら大きな努力を必要とし、ましてその保有量を拡大しようとすればさらに大きな努力が必要になると考えられた。このことが仮に建艦競争になった場合でも米国は大軍拡を行い得ないであろうとの判断の一つの根拠になったと思われる。

日本海軍は、日米間で無条約状態となった場合に米国がとるであろう建艦計画について研究を行っていた。その研究によれば、戦艦の艦齢を二六年として一九三七年から毎年一隻起工する場合と毎二年に三隻を建造する場合、米国の戦艦隻数は表六のとおりと見積もられた。[35]

毎年一隻起工の場合現有兵力（一五隻）よりも低下し、毎二年に三隻起工の場合は概ね現有兵力が維持される。現有兵力より増加させようとすれば毎年二隻以上起工することが必要となるが、その場合毎年の建造量は表七のようになると見積もっていた。[36]

このような見積もりの結果、日本海軍は「右ノ状況〔毎年二隻建造の場合〕ハ概ネ華府会議前ノ建艦状況ヨリモ大ナルニ反シ現在ノ財政状態ハ約三〇％低下セル状況」であるから、毎年二隻の戦艦起工による建艦競争は米国にとっても「容易ノ業ニ非ザルベク」、さらに航空母艦の重要性に鑑みるときはこの建造も必要になるので戦艦の建造はなお一層困難となり、「従テ主力艦ニ依リ建艦競争ヲ行フ場合ニ於テモ米国ガ直チニ大拡張ヲ行フコトハ其ノ公算小」であると判断したのであった。(37)

ここでこの判断の基礎になった「右ノ状況は概ネ華府会議前ノ建艦状況ヨリモ大ナル」かどうかについて少し詳しく見てみることとする。同じ頃の別の海軍資料(38)によれば、日本海軍は米国海軍の一九一〇年から一九三三年までの建造状況を表八のとおりととらえていた。

そして「米国ハ其ノ広大ナル地域ト優秀ナル機械力トノ関係上全工業力ヲ造船能力ニ集中スル時ハ相当大ナル能力トナシ得ルモノナレトモ前表〔表八〕ヲ参照シ大略次ノ通リ〔表九〕推定シテ普通ノ場合ハ大差ナキモノト認ム」としていた。

つまり表七のように米国が毎年二隻戦艦を建造し大拡張することの「公算小」の判断は、表九の「平時」の場合の米国の建造実績を基礎にしていたものであった。(39)

それでは日本がワシントン条約を廃棄して後、米国は実際にはどのように建艦を行ったのであろうか。日本海軍の推測は正しかったのであろうか。

実際の米国の戦艦の着工実績は表一〇のとおりである。

日本海軍は米国が毎年二隻以上戦艦を建造する公算は少ないと見ていたにもかかわらず、米国は一九三九年度、一九四〇年度に四隻ずつの戦艦の起工を行った。

他方これらの建艦が条約限度内のものであったか、それともそれを超えるものであったかという観点から見ればど

表六　一九三七年から一〇年間の米国の戦艦の艦齢内隻数推定

年	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	一九四一	一九四二	一九四三	一九四四	一九四五	一九四六
毎年一隻起工	一五	一四	一五	一四	一五	一二	一二	一二	一二	一二
毎二年三隻起工	一五	一四	一五	一五	一六	一四	一四	一五	一五	一六

（注）出典については、注（35）参照。艦齢二六年、建造期間三年、各年末における隻数を示す。

表七　米国が戦艦を毎年二隻起工する場合の総建造量の推定

年	建造量（トン） 三万五〇〇〇トン型	建造量（トン） 五万トン型
一九三七年	約一〇万三〇〇〇	約一一万五〇〇〇
一九三八年	約一〇万七〇〇〇	約一二万五〇〇〇
一九三九年	約一〇万五〇〇〇	約一三万五〇〇〇
一九四〇年	約九万五〇〇〇	約一二万五〇〇〇
一九四一年	約一〇万	一三万
一九四二年	約八万	一一万
平均	約九万八〇〇〇	約一二万三〇〇〇

（注）航空母艦、補助艦はワシントン・ロンドン条約による兵力を維持するものと仮定。出典については注（36）参照。艦齢二六年、建造期間三年。

表八　一九一〇年より一九三三年までの米国の実際の造船量

期間	軍艦の平均一年間建造高（トン）
参戦前　一九一〇―一九一六	七万七〇〇〇
大戦中　一九一七―一九一八	一三万二〇〇〇
華府会議迄一九一九―一九二二	二四万一〇〇〇
同後　一九二三―一九三三	三万七五〇〇
二四年間平均	九万一〇〇〇

（注）出典については注（38）参照。

表九

時期	軍艦（トン）
平時	八万
戦時	二四万

（注）出典については注（38）参照。

表一〇　米国戦艦の起工の権利取得と実際の比較

年度	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	計
起工の権利	二	二	一	二	七
起工の実績	一	一	四	四	一〇

（注）一　起工の権利とは、仮にワシントン条約が更新延長され、表三の起工代艦を六年分後ろ倒しにすることが合意されたと仮定した場合に、米国が得たであろう起工の権利である。米国の起工の実績と対比するために筆者が作成した。

二　一九四一年度以降、イリノイ（一九四四年度）、ケンタッキー（一九四三年度）が起工されたが建造停止等となって完成されていない。これら以外に授権された戦艦は「モンタナ」をはじめ五隻にのぼるがいずれも起工されていない。起工の実績等については以下を参照。Navy Department, *American Naval Fighting Ships*, Volume 1 (U.S. Government Printing Office, 1959) 198-199.

うであろうか。幸い米国には授権法という制度がある。米国が条約の限度を超えて建艦する意思を示したのは一九三八年三月の第二次ヴィンソン法である。第二次ヴィンソン法によって米国は海軍の総トン数を二〇パーセント増加させることをめざしたことはよく知られている。しかし、注意しなければならないことは第二次ヴィンソン法は授権法であって歳出化法ではなかったことである。そして米国の場合、授権年度と歳出化年度の間にはかなりの開きのあることがある。例えば、戦艦サウス・ダコタ、インディアナ、マサチューセッツ、アラバマの四艦は一九三三年度に授権されているが、実際に着工（Keel Laid）されたのは六年後の一九三九年度である。米国海軍に対する授権とそれに対する歳出化の遅れについてジョージ・ベアー（George W. Baer）は次のように述べている。

「一九三八年に米国議会は第一次世界大戦後初めて米国海軍を拡大した。米国議会は　遂に一九三四年のヴィンソン・トラメル法〔第一次ヴィンソン法〕によって授権された建造に資金を充当した。かくて海軍は旧条約によって承認されていた数の艦船を建造することができるようになった。旧条約は無効になっていたにもかかわらず、〔旧条約によって承認された〕その艦船数は依然として米国の建造の基準であった。これらの資金充当に加え第二次ヴィンソン法が追加された。これは一九三四年のヴィンソン・トラメル法によって授権されたものを超えて海軍の総トン数を二〇パーセント増加させることを授権――資金充当はしな

かった――したものである。……一九四〇年六月議会は第三次ヴィンソン法を可決した。これは一九三八年に授権されていた二〇パーセントの増加に対して資金充当したものである。この法律はさらに艦隊の一一パーセント増加に対しても授権を行った。……彼〔ヴィンソン〕の四番目の法律、それはフランスの降伏の直後の一九四〇年七月に可決されたものであったが、それは米国艦隊の七〇パーセント増加を授権した。[40]」

米国海軍が軍縮条約の制限から離れたとされる第二次ヴィンソン法に資金充当されたのは実に欧州で第二次世界大戦が始まって約一年後、フランス降伏直前の一九四〇年六月であった。米国が毎年二隻以上戦艦を建造することは困難としていた日本海軍の見積もりは先に見たように平時の建造実績を基礎としていたものであり、見積もりの狂いはかなりの程度、一九三七年の日中戦争の勃発拡大や欧州情勢の大変動、特に第二次世界大戦の勃発など国際情勢の変化によるものであった。

米国の建艦予想は難しい問題であった。昭和五年ロンドン海軍会議全権団顧問であった山川端夫は、その著『倫敦海軍軍縮会議の成果』において、「近来我国に於いて往々米国には目下製艦競争を為すの余裕なしと楽観する向もある。米国の造船所の仕事は今後暫くは手一杯である様に我々も聞いて居る。……併し何れにしても現在の製艦能力の如何丈を以て直ちに米国が製艦競争をする考があるとかないとか云ふ事を律するのは非常に早計であり、危険な事である」とし、「米国は或るショックに遭い、其為に刺戟されると、随分思ひきったことをやり得るのである。従来の例に徴すると米国の世論が高潮して来れば、これが何物をも押し潰していくと云ふ趨向あることは看取に難からざる所である[41]」と述べている。「アメリカの世論が高潮して」「何物をも押し潰していく」ことが起こったのである。

四　結　論

対米七割確保はワシントン海軍会議以来の日本海軍の悲願であった。しかし、米国には日本の比率向上を認める考えはなかった。一九三四年春、近いうちに英国から翌年の軍縮会議の予備会議の呼びかけがあることが明らかとなり、米国としては交渉に望む立場を固める必要が生じた。四月二八日にノーマン・デーヴィス（Norman H. Davis 米国の首席交渉者）は国務長官ハルとともにローズベルト大統領と昼食をともにするが、その席で大統領は軍縮会議を開催すること、現在の比率を維持したまま海軍トン数の二〇パーセント削減を提案することを求めた。もし日本が米国の提案を否定した場合、「米国は現在の条約を五年間延長することを提案し、日本がこの提案を拒否し会議から脱退するのであれば、米国は英米間のパリティーを内容とする条約を日本以外の諸国と交渉」し、この新条約は日本の建艦に対抗するためのエスカレーター条項を含んだものとするよう指示した。[42] また当時ドイツの再軍備など欧州における緊張の高まりから、フランスとイタリアはワシントン条約の比率による量的軍縮の継続には反対の意向を示しており、日本が廃止通告を行わなくてもワシントン条約は廃棄された可能性が高いと思われる。[43]

一方、日本海軍には対米六割のワシントン条約を継続することを困難とする事情があった。艦艇の航続距離の延伸など軍事技術の発展である。また大量の代換発生問題は同じ予算を使うのであれば、日本の防衛の観点からより効率的なものを建造したい、そのためワシントン条約、ロンドン条約の質的制限から脱却したいとの気持ちを高めた。その究極が戦艦大和の建造であった。さらに大量の代換の発生により現状維持でさえ容易なことではない事情が、仮に建艦競争になった場合米国といえども大軍拡を行う公算は少ないとの判断を生んだ。

戦前の海軍記者であり、ワシントン海軍会議をはじめ軍縮会議について多くの著作をあらわした伊藤正徳は、軍縮

が成立するためには軍縮交渉と同時に関係国間で国策の調整がなされなければならない、それがなされなければ――すなわち国策の衝突が解決されていなければ――各国海軍はそれぞれ相手国海軍に対し優越を求めるため、自制を通じてバランスを追及する軍縮は成立しないと考えていた。[44]「お題目として『親善』を百万遍唱へたってそれは軍縮協定の上に殆ど効果を齎さない。東洋平和政策に関して、日米の間に完全なる理解が成立しない限り、円満なる兵力量の縮減協定は出来ないのが当然だ。政策一致せずして、何時かは兵力的解決を要するのではないかと考へられる如き状態に於て、その兵力を減らす約束は、到底本気では出来ない筈である。」しかし、一九三四年の時点で満州問題をはじめ米国との国策の調整は困難であった。国策の衝突がある以上、伊藤の言う各国海軍が「自制を通じてバランスを追及」することも困難であった。

（1）　正式には「海軍軍備ノ制限及縮小ニ関スル条約」であるが、慣用的にロンドン条約と呼ばれることも多いので、以下においてはロンドン条約と略記する。またワシントン海軍軍縮条約の正式名称は「海軍軍備制限ニ関スル条約」であるが、同様にワシントン条約とする。またロンドン条約及びワシントン条約を審議・締結した国際会議を、以下においてはそれぞれロンドン海軍会議、ワシントン海軍会議とする。

（2）　昭和九年五月一八日付、在英国松平大使より広田外務大臣宛（電報）「軍縮予備交渉開催方に関し英国外相日本の態度打診について」外務省編『日本外交文書――一九三五年ロンドン海軍会議』（一九八二年）七二頁。（以後、『外交文書――一九三五年ロンドン海軍会議』のように略記する。）

（3）　日本政府は、昭和九年九月六日、海軍軍縮予備交渉に対する方針を決定した。その中で同年末までにワシントン条約の廃止通告を行うことを決定するとともに、ワシントン条約に代わる新協定の内容としては、①各国の保有し得べき兵力量の共通最大限を協定すること、②軍縮の精神を発揮するためその共通最大限を小ならしめること及び攻撃的兵力は極力縮減するとともに防御的兵力は整備し、各国が攻めるに難く守るに不安なからしめることを求めることに決定した。「来るべき海軍軍縮予備交渉に対する帝国政府方針」『日中戦争四』（現代史資料一二）（みすず書房、一九七八年）四〇頁。（以後『日中戦

争四』と略記する。）

（4） ロンドン海軍会議予備交渉及び本交渉の経過の概要については、以下を参照。Stephen E. Pelz, *Race to Pearl Harbor: The Failure of the Second London Naval Conferenceand and the Onset of World War II* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1975), pt. 4; Robert Gordon Kaufman, *Arms Control during the Pre-Nuclear Era: The United States and Naval Limitation between the Two World Wars* (New York: Columbia University Press, 1990), chap. 7; Sadao Asada, *From Mahan to Pearl Harbor: The Imperial Japanese Navy and the United States* (Annapolis, MD: Naval Institute Press, 2006), chap. 8. 防衛研修所戦史室（野村実稿）『大本営海軍部・連合艦隊（一）開戦まで』（朝雲新聞社、一九七五年）二七八―二八七頁。（以後、戦史室『大本営海軍部・連合艦隊（一）』と略記する。）

（5） 日本によるワシントン条約の廃棄・ロンドン海軍会議からの脱退を中心テーマとして取り扱っているのは、注（4）に掲げたペルツの著書である。同テーマを部分的に取り扱っているものとしては注（4）に掲げたもののほか、Sadao Asada, *Culture Shock and Japanese-American Relations: Historical Essays* (Columbia: University of Missouri Press, 2007); Stephen Roskill, *Naval Policy between the Wars*, Vol. 2, *The Period of Reluctant Rearmament, 1930-1939* (London: Collins, 1976); N. H. Gibbs, *Grand Strategy*, Volume 1: *Rearmament Policy* (London: Her Majesty's Stationery Office, 1976). 麻田貞雄『両大戦間の日米関係――海軍と政策決定過程』（東京大学出版会、一九九三）、相沢淳『海軍の選択――再考真珠湾への道』（中央公論新社、二〇〇二年）などがある。

（6） 海軍の派閥は、麻田貞雄によれば、分類の観点により（また時期により）軍政派と統帥派、条約派と艦隊派、アメリカ（英米）派とドイツ（枢軸）派に分けることができる。このうち条約派とはワシントン条約体制にコミットした人達であり、艦隊派はワシントン軍縮体制に反対する人達とされている。（麻田、『両大戦間の日米関係』、二〇六―二一〇頁。）筆者は、ワシントン条約廃棄問題については、必ずしも条約派・艦隊派の区分が分析上有効な区分ではない面があるのではないかと考えているが、そのような留保の上、本稿では先のような意味で条約派・艦隊派との文言を用いる。

（7） 『海軍――加藤寛治日記』（続・現代史資料五）（みすず書房、一九九四年）二八一頁。（以後『海軍――加藤寛治日記』と略記する。）

（8） Asda, *From Mahan*, 130, 187–188, 190, 200.

（9） 「代換」とはあまり使用されない言葉であるが、代替建造（replacement）を意味する。ワシントン条約及びロンドン条約

でこの言葉が使用されているのでそのまま使用する。他方、起工または完成される艦船に注目し「起工代艦（Ships laid down）」、「完成代艦（Ships completed）」という言葉も使われている。紛らわしい点もあるがそのまま使用することとする。

(10) ワシントン・ロンドン条約では「戦艦」という言葉は使われておらず、「主力艦」という言葉が使われている。ワシントン条約では「主力艦トハ将来建造スル軍艦ニ関スル限リ基準排水量一万噸（略）ヲ超ユル軍艦又ハ口径八吋（略）ヲ超ユル砲ヲ装備スル軍艦ニシテ航空母艦ニ非サルモノヲ謂フ」（第二章第四節）と定義された。しかし本稿に関する限り「戦艦」と「主力艦」で意味上の違いがないため、条約の文言を引用する場合を除き「戦艦」で統一する。

(11) 昭和九年五月一七日、サイモン英国外相から予備交渉の打診があった時、松平大使は、会議についての日本政府の方策が決定したとは承知しないと言いながらも、「日本政府ハ比率ノ変改ニ付何等提議ヲ為スヘキコト及次回会議ニ於テハ華府会議ノ如ク極東問題ノ如キ政治問題ヲ持出ストキハ事態ヲ紛糾セシムルヲ以テ日本政府ニ於テ斯ノ如キ案ニハ極力反対スヘキコトノ二点ハ確言」できる旨述べている。前記昭和九年五月一八日付、在英国松平大使より広田外務大臣宛（電報）『外交文書――一九三五年ロンドン海軍会議』七三頁。

松平に対し六月一八日に英国マクドナルド首相から英米ともに極東における政治問題を議する意思はない旨伝えられた。昭和九年六月一九日付、在英国松平大使より広田外務大臣宛（電報）「海軍会議開催地及び時期等に関するマクドナルド首相との会談について」『外交文書――一九三五年ロンドン海軍会議』八七―八八頁。

(12) 昭和九年六月一一日、吉田善吾海軍省軍務局長は永田鉄山陸軍省軍務局長の「建艦競争の場合自ら限度ありや」との問いに対し、「限度ありと思ふ。寧ろ競争は余り大ならざるべし」と答えている。「海軍軍縮方針に関し陸軍省軍務局長の海軍省軍務局長に為したる質問及之に対する答の要旨」（六月一一日　於陸軍省）（以後「陸軍省軍務局長の為したる質問」と略記する。）『日中戦争四』一七頁。

また大角岑生海軍大臣は林銑十郎陸軍大臣からの「会議不成立の結果国際情勢に及ぼす影響及製艦競争」に関する質問に対して、「国際情勢の悪化は絶無とは云えず又多少製艦競争を惹起することあるべきも八分通りは大丈夫と考へあり。斉藤大使の話を聞けば此の種懸念も軽減するやに感ず」と答えている。「海軍軍縮に関し陸海軍大臣会談要旨」（昭和九、七、二〇於陸軍大臣官邸）『日中戦争四』三三頁。

なお、英独建艦競争との対比については、以下を参照。「歴史ヨリ見タル建艦競争ニ関スル一考察」軍備制限研究委員会『第六巻　昭和十年軍制研甲第一〇号ノ一、二、二ノ七、二ノ八、三』（以後、軍制研『第六巻』と略記する。）（防衛研究所

史料室）第一〇参考調査事項第三款関係国海軍造艦状況一四―一五頁（⑨榎本四三二）。

（13） 邀撃漸減作戦については、Yoichi Hirama, “Japanese Naval Preparations for World War II,” *Naval War College Review* 44, no. 2 (Spring 1991) 63–81.

（14） 昭和九年一一月一日付、在英国松平大使より広田外務大臣宛（電報）「日米予備交渉における日本側の提案理由をめぐる討議について」『外交文書――一九三五年ロンドン海軍会議』一五六頁。

（15） Kaufman, *Arms Control*, 171.

（16） 「海軍大臣説明資料　昭和十年海軍軍縮会議ニ対スル帝国主張兵力変更ノ理由（九、八、二一）」（以後「海軍大臣説明資料」と略記する）『昭和社会経済史料集成』第一巻海軍省資料（一）（大東文化大学東洋研究所、一九七八年）一二〇頁。（以後『昭和社会経済史料集成』と略記する。）

（17） 日本海軍が対米六割の劣勢を補うため夜間攻撃を中心とする猛訓練を行ったことはよく知られているが、米海軍は太平洋を渡洋して作戦しなければならない困難（この困難はワシントン条約によりフィリピンやグアムの要塞化を禁じられたことから一層深刻なものとなった）を、石炭から石油への転換をはじめとする船舶エンジンの効率化や浮きドック（floating dry dock）、洋上給油技術の発達などにより補おうとした。John T. Kuehn, “The U.S. Navy General Board and Naval Arms Limitation: 1922–1937,” *The Journal of Military History* 74, no. 4 (October 2010).

（18） 「海軍大臣説明資料」『昭和社会経済史料集成』一二〇―一二一頁。

（19） 「陸軍省軍務局長の為したる質問」『日中戦争四』一八頁。

（20） Asada, *Culture Shock*, 138.

（21） 昭和五年のロンドン海軍会議において戦艦についても議論が行われた。一九三六年末までの起工延期については各国間で合意が得られたが、戦艦の艦齢についてはこれを二六年とするよう英国側から提案があり、日本側もこれに原則的に同意していたが（米国は積極的に反対せず）、仏伊の反対により条文化されなかった経緯がある。「倫敦海軍会議全権報告書第二編第一〇章主力艦」『外交文書――ロンドン海軍会議経過概要』一七六―一八九頁。

（22） 本文八〇頁参照。

（23） 昭和五年のロンドン海軍会議において、若槻全権はワシントン条約の代換表について「右条約ハ関係国間ニ於ケル勢力ノ釣合ヲ充分ニ考慮シテ年々ノ代換表ヲ作成シ居ル」と述べている。昭和五年二月一八日付、ロンドン軍縮会議全権より幣原

外務大臣宛（電報）「日英米全権会議における日本試案討議の経過について」『外交文書――一九三〇年ロンドン海軍会議』下、八四頁。

(24) 「帝国ノ軍縮会議脱退後ノ情勢ニ就イテ（一一、二、八　軍務局）」（防衛研究所史料室、①軍備軍縮一六九）。

(25) 「元帥会議に於ける軍令部総長説明案（軍令部）」『日中戦争四』六一頁。なお〔　〕内は筆者が言葉を補ったものである。以下同じ。

(26) 末次信正「軍縮対策私見（昭和九年六月八日）」『海軍――加藤寛治日記』五三五頁。

(27) 戦史室『大本営海軍部・連合艦隊（一）』二八三頁。Asada, *From Mahan*, 198.

(28) 防衛研修所戦史室『海軍軍戦備（一）昭和十六年十一月まで』（朝雲新聞社、一九六九年）四八三頁。（以後、戦史室『海軍軍戦備（一）』と略記する。）

(29) 石川信吾「次期軍縮対策私見（昭和八年十月二十一日）」『海軍――加藤寛治日記』四八四頁。

(30) 第二復員局残務処理部「昭和一二―一九　海軍の軍備並びに戦備の全貌其の二（③及び④計画、附支那事変に伴う海軍戦備）」（防衛研究所史料室、①軍備軍縮二五五）。

(31) この場合、末次信正が以下のように述べた状況には変わりがないと認識されたであろう。「第一ニ国防安固ノ点ヲ顧ルニ、艦型並ニ比率ヲ拘束スル現条約ハ軍備上国情ニ応ジテ当然必要トスル自由裁量ノ余地ヲ奪ヒ、低比率国ヲシテ全然守勢ニ立ツノ外ナク、攻守ノ自由ハ総テ高比率国ニ委セシムルコトトナリ、此ノ条約ノ存在スル限リ我国防ハ永久ニ不安ヲ免レザルベシ。」末次『海軍――加藤寛治日記』五三四頁。

(32) 石川『海軍――加藤寛治日記』四八五頁。

(33) 戦史室『海軍軍戦備（一）』四三七―四三九頁。

(34) 末次『海軍――加藤寛治日記』、五三五頁。

(35) 「会議決裂ノ場合関係国ノ執ルベキ海軍建艦計画ノ予察ニツイテ（九、九、七　軍縮研究委員）」『昭和社会経済史料集成』一三八頁。

(36) 前掲書、一三九頁。

(37) 前掲書、一三九―一四〇頁。

(38) 「（ハ）米国建造能力」軍制研『第六巻』第一〇参考調査事項第三款関係国海軍造艦状況九一―九五頁。

（39） 相沢『海軍の選択』二八―二九頁。

（40） George W. Baer, *One Hundred Years of Sea Power: The U.S. Navy, 1890–1990* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1993), 134.

（41） 山川端夫『倫敦海軍軍縮会議の成果』（国際連盟協会、一九三〇年）一一三―一一七頁。

（42） Pelz, *Race to Pearl Harbor*, 85.

（43） 仏は米国から日本のワシントン条約廃止通告の通報を受けたのに対する対米覆答において、①ワシントン条約の比率に対する不満、②仏国議会が同条約批准にあたって一九三六年末をもって同条約を終了させる意思を明らかにしていること、③一九二二年の量的制限方式がいかなる難点を惹起したかは昨年中〔一九三四年中〕の経験が明らかにしているとの理由で、仏は同条約の更新には同意しがたい旨を述べた。"The French Ambassador (Laboulayne) to the Secretary of State (Washington, 2 January, 1935)," in United States Department of State, *Foreign relations of the United States diplomatic paper*, 1934, *General, the British Commonwealth*, 421–423.

また仏伊間においては、大西洋と地中海の双方に面するがゆえに地中海だけに面する伊とのパリティーには応じられない等とする仏の立場と仏とのパリティーを求める伊の立場は妥協困難な状況にあった。また仏には一九三五年の英独海軍協定に鑑み、ワシントン条約の比率は仏にドイツに対する十分な優位を与えないとの不満があった。Kaufman, *Arms Control*, 178.

（44） 伊藤正徳『軍縮会議脱退後の日本海軍』（東洋経済出版部、一九三六年）三―四、二二―二五、二七―三五、三七―三八頁。また伊藤はワシントン条約廃棄の後、将来の軍縮再開の可能性について次のように述べている。「［日米間で建艦］競争は起こらない」という者がいるが、「私は競争は起ると云う方の観測」としつつ、「併しながらさう云ふ競争をして行く間には、必ず是は堪らないと云ふことを日英米何れも感じて来るに決まってゐます。そこで何年か後には必ず軍縮会議が再開されるでしょうが、それまで我々は歯ぎしりして競争に堪えて行かなければならぬ……。」前掲書、一三―二〇頁。

河尻　融（かわじり　とおる）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　Johns Hopkins University, School of Advanced International Studies, M.A.
所属学会　日本国際政治学会、国際安全保障学会、軍事史学会
専攻領域　国際政治、戦争史、安全保障研究